

認知症介護基礎研修の対象者について

【受講が義務付けられる介護サービス事業所】※3年間の経過措置あり

・訪問系サービス

訪問入浴介護

・通所系サービス

通所介護・地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

・短期入所系サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護

・多機能系サービス

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

・居住系サービス

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

・施設系サービス

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

【研修の対象となる者】

- ・介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者
- ・認知症サポーター等養成講座の修了者
- ・EPA 介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除く、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある外国人介護職員

【認知症介護基礎研修の対象者ではない者】

①令和5年度までの経過措置期間内に以下の資格等を取得する者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

②その他

- ・介護福祉士養成施設を卒業し、卒業証明書及び履修科目証明書証明書により事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できる者
- ・卒業証明書により福祉系高校を卒業が証明できる者
- ・認知症介護実践者研修の修了者
- ・人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者

【参考】

- ・令和3年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省 HP）
- ・介護保険最新情報 Vol.945 令和3年3月19日 厚生労働省老健局
- ・介護保険最新情報 Vol.952 令和3年3月26日 厚生労働省老健局